# J:COM でんき 家庭用コースにおける重要事項説明書

この度は、J:COM でんき　家庭用コース（以下、「J:COM でんき」といいます）にご加入いただきまして、誠にありがとうございます。

本書は、ご契約にあたりお客さまにご確認いただきたい事項を説明しております。

以下の内容を事前にご一読くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※赤色で記載されている項目は、「注意喚起事項」として必ずご確認をお願いいたします。

本書に記載の「弊社」とは、大分ケーブルテレコム株式会社です。また、「住友商事」とは、住友商事株式会社をいいます。

本書は定期的に更新をしております。本書の最新版および「加入契約約款」「販売契約約款」「各種利用規約」は弊社ホームページ（www.jcom.co.jp）にございます「加入契約約款」に掲載しております。

ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡ください。

※本書の表示価格は、原則税抜価格と税込価格を記載しております。一部税込価格のみ記載している箇所がございます。税込価格の場合は、消費税および地方消費税分が含まれます。

## 1. ご契約にあたり

1. 未成年者のご契約は、親権者（法定代理人）のご同意が必要です。加入申込書親権者同意欄へ続柄のご記入とご署名、ご捺印をお願いいたします。
2. ご契約内容（契約者名義・住所・連絡先など）に虚偽の記述があった場合は、契約解除となる場合がございます。
3. 弊社は、契約申込受付時に加入審査を実施いたします。審査の結果によってはお申し込みをお受けできないか、お支払方法の制限や追加書類のご提出等が必要となる場合がございます。
4. サービス内容に対するご理解を深めていただき、安心してサービスをご利用いただけるよう、ご希望に応じてご家族やご親族への説明を実施しております。ご希望の場合は説明を完了してからご契約手続きを実施させていただきます。
5. 【J:COM でんき 家庭用コース（以下、「J:COM でんき」といいます）】
   加入申込書ならびに関連書類の記載事項に不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報の相違・記入漏れ）があり、かつ弊社が申込書を受領してから、4カ月以内に当該不備を解消しない場合、契約を解除いたします。
6. ご契約に関する各種手続き、お問い合わせにつきましては、原則として契約者ご本人さまからのお申し出をお願いいたします。
7. ご契約に関するお問い合わせ・苦情につきましては、弊社へご連絡ください。
8. 加入申込書の内容は、お申し込み時点での内容となっております。お申し込み翌日～開通日当日までにご契約内容の変更・訂正が生じた場合、最終的なご契約内容は契約締結後書面にてご確認ください。

## 2. 契約締結後書面について

1. J:COMサービスのサービス開始後に、「ご契約内容のご案内」（以下、「契約締結後書面」といいます）を交付いたします。
   - サービス開始日は以下となります。
   ・J:COM でんきは、他の小売電気事業者から切り替えの場合は切替日、新規契約の場合はお客さま申告日となります。
2. 契約締結後書面の交付の方法は、「電磁的方法による交付」と「紙面での交付」がございます。
   お申し込み受付時にご指定いただいた方法により交付されます。

●電磁的方法による交付の場合は、J:COM パーソナルIDおよびJ:COM NETの連絡用メールアドレス宛に契約締結後書面の交付についてお知らせいたしますので、弊社Webサイト（お客さま情報ページ）にてご確認をお願いいたします。MY J:COM（www.myjcom.jp）からご利用いただけます。

●紙面での交付をご希望の場合は、ご契約住所宛に契約締結後書面をお送りいたします。

## 3. 料金のお支払いと請求について

1. 毎月のご利用料金などのお支払いには、弊社取り扱いのクレジットカードをご利用いただけます。
クレジットカード決済口座からのお引落日やお支払いに関する事項は、ご指定のクレジットカード会社が定める会員規約および弊社が定める約款・特約などに基づきます。なお、原則契約者ご本人さま名義のクレジットカードをご指定ください。
改正割賦販売法の施行に伴い、セキュリティ国際基準（PCI DSS）に準拠した決済代行会社である株式会社 DG フィナンシャルテクノロジーにクレジットカード決済業務を委託し、お客さま情報を厳格に管理いたします。なお、弊社ではクレジットカード情報は保持いたしません。
【ご利用いただけるクレジットカード】

※口座振替払いもご用意しております。＜口座の登録には 1～2 カ月ほどお時間を頂いております＞
※口座の登録後は、毎月 26 日または 27 日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）に口座振替にてお支払いいただきます。
※お支払い方法の登録は、決済端末でお申し込みいただけます。
※詳細はJ:COM でんき 家庭用コース契約約款（以下、「本約款」といいます。）別記3をご参照ください。

2. お支払いの開始はサービス開始日の翌月となります（J:COM でんきは検針日・サービス開始日によっては、翌々月となる場合がございます）。ご利用いただくクレジットカード会社によってはお支払いの開始月が遅れる場合がございます。
3. クレジットカード会社の処理方法により当月分と翌月分（または前月分と当月分）が合算された請求となる場合がございます。
4. お支払いいただく料金については、クレジットカード会社の明細に記載され、各クレジットカード会社より送付されます。弊社から請求書はお送りいたしません。
5. ご登録いただきましたクレジットカードにつきましては、毎月、クレジットカードの有効性の確認および一定金額を超えた場合は、都度クレジットカード決済の承認を取得しております。クレジットカード会社より承認が得られなかった場合、当該クレジットカードでのお支払いができなくなります。そのため、弊社よりその旨のご連絡とともに、期日までにお支払方法の再登録をお願いしております*。期日までにお支払方法の再登録が確認できない場合は、サービス提供の停止や契約の解除をすることがございます。なお、クレジットカードの有効性が承認されない理由につきましては、直接クレジットカード会社へご確認をお願いいたします。
＊場合により当該月のご請求分のお振り込みを当該月末までにお願いする場合があります。
6. ご登録のクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合やクレジットカードの会員資格を喪失した場合、弊社までご連絡ください。
7. ご登録いただいたクレジットカード会社から弊社に対して、契約状況に関する問い合わせがあった際には、弊社からお客さまとのご契約内容およびお客さま情報をクレジットカード会社に提供する場合がございます。
8. 初回請求は、以下の料金となります。
● ご利用料金
【J:COM でんき】

・サービス開始日から初回検針日の前日までの月額利用料金（日割り計算となります）。

9. ●ご利用料金

| |
|---|
| 月額料金の内訳は、別項「10. J:COM でんき」に定めるとおりです。 |

10. 延滞手数料と遅延損害金

1）当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分を合わせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもお支払いがない場合（弊社がお支払いを確認出来ない場合も含みます）には、別に定める延滞手数料を加算して弊社にお支払いいただきます。

2）前項の延滞処理にもかかわらず、支払期日を経過してもお支払いがない場合には、弊社が定める期日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として弊社にお支払いいただきます（延滞手数料と遅延損害金は重複して加算されることはございません。）

11. 月の途中でJ:COM でんきの契約種別・契約プラン変更を行った場合には、変更日を基準として、それぞれの料金を日割りで精算します。ただし、メニューによっては弊社のあらかじめ指定する日または料金変更直後の検針日から変更後の料金を適用することがあります。詳細は、本約款第22条第3項をご参照ください。

## 4. 解約

1. 弊社サービスを解約される場合は、弊社までご連絡ください。解約の手続きをさせていただきます。

2. 解約月のご利用料金は、以下となります。

| |
|---|
| 【J:COM でんき】<br>解約日までの日割り料金をいただきます。住友商事が別項「10. J:COM でんき」で定義される一般送配電事業者等から請求を受けた場合、請求を受けた金額をいただきます。 |

3. 解約後の注意事項

【J:COM でんき】

解約後は、お客さまご自身で他の小売電気事業者へ電気のご契約に関するご連絡、契約のお手続きをお願いいたします。手続きが行われず、無契約となった場合は、電気の供給がとまる場合がございます。

4. 以下の場合、弊社より事前にお知らせの上、サービス提供の停止や契約の解除をすることがございます。詳細は本約款第42条をご参照ください。

1） ご利用料金または各種料金のお支払いを延滞した場合

2） 加入契約約款に定める事項に反する行為があった場合

## 5. 一時停止

1. 【J:COM でんき】

お客さまのご希望によるサービスの一時停止・中断はお受けできません。

## 6. 転居手続き

1. ご転居の際には、お早めに弊社までご連絡をお願いいたします。

2. J:COMのサービスエリア内へのご転居であれば、サービスを継続することができます。なお、地域や建物、契約メニューによりサービスのご提供ができない場合がございますのでご了承ください。また、ご転居後のご利用料金その他の契約条件の詳細につきましては、ご転居後の契約時にお渡しする「J:COMサービスご加入に関する重要事項説明」をご確認ください。

3. ご転居先にてサービスをご提供できない場合、大変恐れ入りますが、解約の手続きを取らせていただきます。別項「4.解約」をご確認ください。

## 7. 料金の改定について

【J:COM でんき】

ご利用料金等を値上げする場合は、弊社ホームページ等で事前にお知らせします。詳細は本約款第2条及び第37条をご参照ください。

## 8.免責事項について

- 弊社サービスの利用ができない状態が生じたときのご利用料金のお支払いは、本約款、加入契約約款、利用規約等に準じます。
- 天災地変、その他弊社の責に帰さない事由により、予告なくサービスがご利用いただけなくなる場合がございます。この場合、弊社は一切責任を負いかねます。

## 9. 災害発生時の料金減免について

災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、加入契約約款、利用規約等の定めに関わらず、弊社が必要と判断した場合は、臨時にその料金を減免することがあります。また、その際は弊社ホームページに掲示する等の方法により、その旨をお知らせします。

## 10. J:COM でんき

① J:COM でんきの提供について

1. 小売電気事業者である住友商事と取次事業者である弊社との間の取次契約に基づき、住友商事が供給する電気をJ:COM でんきとして供給します。

※J:COM でんきの各契約種別に関する適用条件、料金、割引制度、設置確認、解約その他詳細は、弊社が定める「本約款」のとおりです。

| 取次事業者 | 小売電気事業者 |
|---|---|
| 商号：大分ケーブルテレコム株式会社<br>本店：〒870-1193　大分県大分市松が丘三丁目1-12<br>代表者：代表取締役社長　小森　智幸<br>電話番号：097-542-1121（9:00～17:00 年中無休） | 商号：住友商事株式会社<br>電話番号：03-6285-3136<br>電子メールアドレス：sumitomo-kouri-denki@sumitomocorp.com<br>小売電気事業者の登録番号：A0777<br>受付時間：9：00～17：00/土・日・祝日、年末年始を除く。 |

② ご契約条件について

1. 電力供給を受けられる物件にお住まいの方。
2. 転居などで電力契約がない地点でのお申し込みの場合、または、現在他の小売電気事業者と契約中で切り替えのお申し出をいただいた場合、電気の契約は J:COM でんきとなります。また、お客さまの現在のご契約内容、お客さまの電気の使い方によっては、J:COM でんきご利用料金の方が高くなる月があることをご了承の上、お申し込みください。

③ 申込方法について

本サービスの申し込みには、弊社所定の様式によってお申し込みをいただく必要があります。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。弊社はお客さまからお申し込みを受領し、電力広域的運営推進機関（以下、「OCCTO」といいます）、一般送配電事業者又は配電事業者（以下、「一般送配電事業者等」といいます）および小売電気事業者にお客さまの情報の一部を提出し、電力の切り替えの手続きをいたします。

④ ご契約にあたり

1. J:COM でんきのご契約につきましては、1契約ごとに1供給地点特定番号限りとさせていただきます。
2. お申し込みにあたっては、原則として、現在お客さまが他の小売電気事業者と締結されているご契約内容に相当する契約種別、および契約プランとします。ただし、弊社にお申し込みをいただいた後に、切り替え前の小売電気事業者に、契約変更を申し込まれ、その変更が完了している場合には、変更後の情報でのお申し込みとさせていただきます。
3. サービス開始日は、他の小売電気事業者から弊社へ切り替えの場合は切替日、新規契約の場合はお客さま申告日となり、後日弊社より電磁的方法（電子メール、ホームページによるPDF等での提示）または紙面による交付にてお客さまにサービス開始日を通知させていただきます。
4. J:COM でんきが技術的もしくは設備的な起因によりご提供できない場合、または弊社のJ:COM 電力 マンション一括コースをご利用中のお客さまは、J:COM でんきをご契約いただくことはできません。
5. 上記4.の場合、弊社が別に定める一定期間を超えてもなおJ:COM でんきが提供できない場合には、J:COM でんきに関するご契約（お申し込み）を解除させていただく場合がございます。
6. お客さま宅の計量器がスマートメーターではない場合、順次、一般送配電事業者等がスマートメーターへの取替工事を行っており、その費用については、一般送配電事業者等の負担となります。
7. J:COM でんきにおいて、お客さまのご希望される契約種別・契約プランまたは電気設備の状況により、お客さまご自身で電気設備等の交換もしくは工事を手配していただき、必要な費用の負担をしていただく場合がございます。詳細については、本約款第41条及び第57条をご参照ください。
8. 

| |
|---|
| J:COM でんきのサービス開始日から1年未満で、かつ、契約電流または契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合は、サービス変更手数料3,000円（税込 3,300円）が発生いたします（J:COM でんきのサービス開始日から1カ月以内の契約電流、または契約容量の変更をお申し出である場合を除く）。また、J:COM でんきの契約種別・契約プランを変更された日から1年未満で、かつ、契約電流または契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合は、サービス変更手数料3,000円（税込 3,300円）が発生いたします。 |

9. 契約電力、契約電流、契約容量の決定方法については、それぞれ本約款第6条、第16条をご参照ください。
10. 他の小売電気事業者との電力契約からJ:COM でんきへの切り替えにあたり、お客さまと他の小売電気事業者とのご契約は自動解約となり、他の小売電気事業者よりお客さまに対し、契約途中の解除金等の請求が発生する場合がございます。詳しくは、現在ご契約中の小売電気事業者へお問い合わせください。
11. 他の小売電気事業者との電力契約からJ:COM でんきへの切り替えにあたり、お客さまと他の小売電気事業者との電力契約に関連する他事業者との契約（例：電気温水器やエコキュートのリース契約など）に解約や変更が伴い、他事業者よりお客さまに対し、契約途中の解除金等の請求が発生する場合がございます。詳しくは、現在ご契約中の他事業者へお問い合わせください。
12. J:COM でんきご契約前の他の小売電気事業者との電力契約内容の確認のため、契約内容が確認できる書類を弊社専用端末で画像にて取得させていただくか、書類のコピー等をご提出もしくはご郵送していただく場合がございます。

13. グリーンメニューには別表Ⅱの割引が適用されません。
14. グリーンメニューの電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで実質的に再生可能エネルギー100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が100%とならないこと、二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないことがあります。
15. ご契約に関する各種手続き、お問い合わせにつきましては、原則として契約者ご本人さまからのお申し出をお願いいたします。
16. ご契約内容に関するお問い合わせ・苦情につきましては、弊社へご連絡ください。

⑤ ご利用料金などについて

●月額利用料金について

・J:COM でんきの月額利用料金は、別表Ⅰに記載の「基本料金」に、「電力量料金」を加え、かつ、「燃料費調整額」、「離島ユニバーサルサービス調整額」および「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものとなります。

※グリーンメニューには別表Ⅱの割引は適用されません

- 使用電力量の計量については、一般送配電事業者等が取り付ける計量器の検針結果によるものとします。
- 燃料費調整額は燃料価格の変動に応じて算出され、具体的には別表Ⅲの方式で算定されます。また、燃料費調整額には上限が設定されておりません。
- 離島ユニバーサルサービス調整額は燃料価格の変動に応じて算出され、具体的には別表Ⅳの方式で算定されます。また、離島ユニバーサルサービス調整額には上限が設定されております。

●割引適用・割引率について

- 割引を行う際のJ:COM でんきの月額利用料金は、別表Ⅰに記載の「基本料金」に、「電力量料金」を別表Ⅱの割引率にて算定した金額を加え、かつ、「燃料費調整額」、「離島ユニバーサルサービス調整額」および「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものとなります。なお、グリーンメニューは別表Ⅱの割引は適用されません。
  ※使用電力量の計量については、一般送配電事業者等が取り付ける計量器の検針結果によるものとします。
- J:COM でんきの割引は、J:COM でんきの提供が開始された日から適用となります。

●検針日

- 検針は、お客さまごとに一般送配電事業者等があらかじめ定めた日（一般送配電事業者等

が需給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます）に、一般送配電事業者等が月ごとに行います。ただし、やむをえない事情のある場合には、一般送配電事業者等は、あらかじめ定めた日以外の日に検針を行うことがあります。

●料金算定について

・　毎月弊社がお知らせする前月の検針日（弊社があらかじめお客さまにお知らせした場合は計量日とし、以下同様とします）から当月の検針日の前日までの期間に、一般送配電事業者等が設置した計量器の値に基づき月額利用料金の算出を行います。

●ご利用料金について

・　当月のご請求額は、前々月の検針日（弊社があらかじめお客さまにお知らせした場合は計量日とし、以下同様とします）から前月の検針日の前日までの期間に一般送配電事業者等が設置した計量器の値に基づき算出する金額となります。
※当月のご請求額を算出するための計量器の値の確認時期によっては、当月分と翌月分以降を合算した請求となる場合がございます。

●ご契約期間について

・　J:COM でんきのご契約期間は料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の末日までです。お申し出がない限り、同ご契約条件で継続となります。

⑥　供給電圧および周波数について

1.　供給電圧は、100ボルト/200ボルトです。

2.　周波数は、お住まいの地域が東北電力エリア、東京電力エリアに該当する場合は、標準周波数50ヘルツ（群馬県安中市の一部のみ60ヘルツ）、お住まいの地域が関西電力エリア、中国電力エリア、九州電力エリアに該当する場合は、標準周波数60ヘルツです。

⑦　供給開始後の契約の解約または変更に伴う工事費等の精算

お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを減少または契約を消滅させようとする場合は、このことを原因として住友商事が一般送配電事業者等から請求を受けた金額および弊社所定のサービス変更手数料を申し受けます。

⑧　違約金および損害賠償の免責

1.　お客さまが、次のいずれかに該当し、そのために接続供給に係る料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、弊社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(1) 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合

(2) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用した場合

(3) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合

(4) 契約者が動力電力を利用されている場合で、変圧器もしくは発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

2.　託送約款等の規定に基づき、一般送配電事業者等が電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが弊社および住友商事の責めとならない理由によるものであるときには、弊社および住友商事は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負

わず、また、お客さまの料金その他の債務の減免を行いません。

3. 託送約款等の規定に基づき、一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合または約款の解約等に定める規定によって契約を解除した場合もしくは契約が消滅した場合には、弊社および住友商事は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
4. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが弊社および住友商事の責めとならない理由によるものであるときには、弊社および住友商事は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑨ 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物電気機器その他の設備を損傷、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

⑩ お客さま側の保安などに関するご協力について

1. 一般送配電事業者等の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いします。
2. 一般送配電事業者等の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
3. お客さまの土地または建物に、弊社、一般送配電事業者等および住友商事が業務上必要とされる場合に立ち入ることにご承諾をお願いします。
4. 一般送配電事業者等が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適当な処置を行う場合、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
5. お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者等の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに一般送配電事業者等にご連絡をお願いします。
6. お客さまが一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を一般送配電事業者等にご連絡をお願いします。
7. お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を一般送配電事業者等または登録調査機関にご連絡をお願いします。また一般送配電事業者等が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。なお、その他の詳細は本約款第5章（使用および供給）、第7章（供給方法および工事）および第8章（工事費の負担）をご参照ください。

⑪ その他注意事項について

1. J:COM でんきの提供開始後は、弊社は毎月の検針票（電気料金明細内訳書）を発行いたしませんので、料金明細内訳の確認は「お客さま情報ページ」をご覧ください。紙面で料金明細内訳の発行をご希望の場合は、別項「12.手数料」に記載の金額にて発行いたします。ご希望の際は、弊社へお問い合わせください。
2. J:COM でんきへの切替月は、お申し込み前にご利用の他の小売電気事業者、および弊社の双方から請求が行われる場合があります。
3. 以下の場合、一般送配電事業者等は、お客さまへ電気の供給を停止することがございます。

   1) 不正に電気を使用された場合

2)　一般送配電事業者等の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

3)　本約款に定める事項に反する行為があった場合

4. お客さまのお申し出による解約（クーリング・オフを含む）、弊社からの契約解除後は、お客さまご自身で他の小売電気事業者へ電気のご契約に関するご連絡、契約のお手続きをお願いいたします。手続きが行われず、無契約となった場合は、電気の供給がとまる場合がございます。

5. 一般送配電事業者等から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、住友商事が接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、お客さまとの契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

⑫ J:COM でんき 家庭用コースに関する特定商取引法に基づく表示

J:COM でんき 家庭用コースに関する重要なことが記載されています。以下の内容を十分にお読みください。

●販売事業者

商号：大分ケーブルテレコム株式会社

本店：〒870-1193　大分県大分市松が丘三丁目 1-12

代表者：代表取締役社長　小森　智幸

電話番号：097-542-1121（9:00～17:00 年中無休）

●販売商品

以下に掲げる契約種別に基づくJ:COM でんき 家庭用コース（以下、「本サービス」といいます）をお客さま宅（以下、「本物件」といいます）に提供いたします。

＜契約種別＞

・ a従量B/aグリーン従量B

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、60アンペア以下に適用します。

・ a従量C/aグリーン従量C

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が原則6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

●申込方法

本サービスのお申し込みには、弊社所定の様式によってお申し込みをいただく必要があります。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。弊社はお客さまからお申し込みを受領し、OCCTO、一般送配電事業者等および小売電気事業者にお客さまの情報の一部を提出し、電力の切り替えの手続きをいたします。

●提供開始時期

本サービスは、小売電気事業者が供給を開始した日、または OCCTO による切り替えが行われ、お客さまが契約されていた他の小売電気事業者（九州電力株式会社を含み、以下、「他の小売電気事業者」といいます）との電力の供給契約から弊社の本サービスへ切り替わった時点において、提供を開始いたします。本サービスの提供を開始した日については後日弊社より電磁的方法（メール等）でお客さまに通知いたします。なお、電磁的方法にて対応できないお客さまについては書面にて郵送いたします。

●本サービスの契約期間

契約期間は、契約に基づく電気の供給が開始された日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間）の末日までといたします。契約期間満了に先だって契約の消滅または変更がない場合は、契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

● 提供価額

1. 申込手続きに関する料金

以下の場合には、サービス変更手数料として別項「12.手数料」に記載の金額が必要となります。

1）本サービスの提供を開始した日から 1 年未満で、かつ、契約電流または契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合(本サービス開始日から 1 カ月以内の契約電流、または契約容量の変更をお申し出である場合を除く)。

2）本サービスの契約種別・契約プランを変更された日から 1 年未満で、かつ、契約電流または契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合。

2. 月額利用料金に関する料金

本サービスの月額利用料金は、「⑤ご利用料金などについて」に記載のとおりです。

3. 本サービスにおいて、お客さまのご希望される契約種別・契約プランまたは電気設備の状況により、お客さまご自身による電気設備等の交換・工事の手配および当該費用を負担いただく場合があります。

4. 紙面で電力ご利用量の明細発行をご希望の場合は、別項「12.手数料」に記載の金額がかかります。

● 支払方法および支払時期

本サービスの提供価額は、検針日から次回検針日前日まで（ただし、初回分は電気切替日から次回検針日前日まで）のご利用料金を、J:COM サービスの料金のお支払い時に一括して、お申し込み時にお客さまが指定したお支払方法（金融機関の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段）にてお支払いいただきます。

●契約の解除に関する事項

【クーリング・オフについて】

1. 本書面を受領した日から 8 日を経過する日までに弊社に書面または電磁的記録でお申し出いただければ、本サービスの提供契約を解除することができます。

2. 1 にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、事実と異なる説明をしたことによりお客さまが誤認をし、または弊社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって 1 の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途弊社が作成するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが弊社から受領した日から 8 日を経過する日までに弊社に書面または電磁的記録でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。

3. 1 または 2 のクーリング・オフは、お客さまが 1 または 2 のお申し出をされたとき（郵便消印日付など）に効力が生じます。

4. 1 または 2 のクーリング・オフがあった場合、

①既に本サービス提供のため、弊社が工事の準備を開始している等にて原状回復する必要がある場合には、それに要する費用は弊社が負担いたします。

②弊社は、お客さまが本サービスをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング･オフに伴い発生する弊社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。

●制限事項

- 本サービスをご利用中は他の小売電気事業者と電力の供給契約は締結できません。
- 本物件の設備構造などによりご利用いただけない契約種別がある場合があります。
- 本サービスが技術的または設備的な起因によりご提供できない場合、もしくは弊社の J:COM 電力マンション一括コースをご利用中のお客さまは、本サービスをご契約いただくことはできません。
- ご利用料金未納に伴う強制解除など、弊社が行う本サービスの解除が生じた後は、電気が無契約状態となります。この場合、お客さまにて無契約状態で電気の使用を開始した日から他の小売供給事業者との小売供給契約締結日までの期間について最終保障約款・経過措置約款による供給を受ける形を選択いただくか、本サービスの解除事由を解消し、再度、本サービスのご利用のお申し込みを行っていただくか、いずれかをお客さまに選択いただきます。本サービスの解除事由を解消し、弊社本サービスの再開を希望される場合は、新たに本サービスのご契約が必要となりますので、弊社までご連絡

ください。

- お客さまのお申し出による契約の解除（クーリング・オフを含む）の場合も上記と同様になります。
- 本サービスは一般送配電事業者等の送配電設備を利用するため、近隣の停電、計画停電、その他天災地変、保安点検の実施、故障時などやむをえない場合は本物件も停電いたします。
- 本サービスの保守点検等により、一般送配電事業者等、住友商事、弊社または弊社が委託した第三者がお客さまの敷地内に立ち入らせていただく場合がございます。その場合にはお客さまのお求めに応じ係員は所定の証明書を提示いたします。

【別表Ⅰ】料金表

●従量メニュー/グリーンメニュー

【a 従量 B/a グリーン従量 B】*1*2

| | | | | 単位 | 料金(税込) |
|---|---|---|---|---|---|
| 基本料金（月額） | | 契約電流 | 10A | 1 契約 | 316.24 円 |
| | | | 15A | 1 契約 | 474.36 円 |
| | | | 20A | 1 契約 | 632.48 円 |
| | | | 30A | 1 契約 | 948.72 円 |
| | | | 40A | 1 契約 | 1,264.96 円 |
| | | | 50A | 1 契約 | 1,581.20 円 |
| | | | 60A | 1 契約 | 1,897.44 円 |
| 電力量料金 | 第 1 段階料金 | 最初の 120kWh まで | | 1kWh | 18.37 円 |
| | 第 2 段階料金 | 120kWh を超え 300kWh まで | | 1kWh | 23.97 円 |
| | 第 3 段階料金 | 300kWh を超えたもの | | 1kWh | 26.97 円 |
| 最低月額料金 | | | | 1 契約 | 335.34 円 |

【a 従量 C/a グリーン従量 C】*1

| | | | 単位 | 料金(税込) |
|---|---|---|---|---|
| 基本料金（月額） | | | 1kVA | 316.24 円 |
| 電力量料金 | 第 1 段階料金 | 最初の 120kWh まで | 1kWh | 18.37 円 |
| | 第 2 段階料金 | 120kWh を超え 300kWh まで | 1kWh | 23.97 円 |
| | 第 3 段階料金 | 300kWh を超えたもの | 1kWh | 26.97 円 |

*1 全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

*2 算定された基本料金と電力量料金と【別表Ⅲ】燃料費調整で定めた燃料費調整額と【別表Ⅳ】離島ユニバーサルサービス調整で定めた離島ユニバーサルサービス調整額の合計が最低月額料金を下回る場合、その 1 カ月分の料金は、最低月額料金および J:COM でんき 家庭用コース契約約款で定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

【別表Ⅱ】割引率

●従量メニュー

契約種別： 「J:COM でんき 家庭用コース a 従量 B」

・ 契約プラン： 10A／15A／20A／30A／40A／50A／60A

契約種別： 「J:COM でんき 家庭用コース a 従量 C」

・ 契約プラン： 6kVA～50kVA 未満（1kVA 単位）

| | | |
|---|---|---|
| 電力量料金 | 第 1 段階料金 | （別表Ⅰに記載の電力量料金×使用電力量）×0.5%割引 |
| | 第 2 段階料金 | （別表Ⅰに記載の電力量料金×使用電力量）×1%割引 |
| | 第 3 段階料金 | （別表Ⅰに記載の電力量料金×使用電力量）×3%割引 |

【別表Ⅲ】燃料費調整

（1）燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×$\alpha$＋Ｂ×$\beta$＋Ｃ×$\gamma$

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$＝0.0053

$\beta$＝0.1861

$\gamma$＝1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27{,}400\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|---|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間 |

| | |
|---|---|
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間 |

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（2）基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

| | |
|---|---|
| 1 キロワット時につき | 13銭6厘 |

【別表Ⅳ】離島ユニバーサルサービス調整

（1）離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×$\alpha$＋Ｂ×$\beta$＋Ｃ×$\gamma$

　Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

　Ｂ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

　Ｃ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

　$\alpha$＝1.0000

　$\beta$＝0.0000

　$\gamma$＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1{,}000}$$

（ロ）１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119{,}000\text{円} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 離島平均燃料価格算定期間 | 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間 |
|---|---|
| 毎年１月１日から３月 31 日までの期間 | その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年２月１日から４月 30 日までの期間 | その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年３月１日から５月 31 日までの期間 | その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間 |

| | |
|---|---|
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間 |

ニ　離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

（2）離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | |
|---|---|
| 1キロワット時につき | 3厘 |

## 11. 個人情報の取り扱いについて

【J:COM でんき】

1. 弊社および住友商事は、お客さまよりお預かりした個人情報、および供給（受電）地点に関する情報（供給（受電）地点特定番号、供給方式、検針日、契約状態等）を、接続供給切替手続き等のために、取次事業者、小売電気事業者、OCCTO および一般送配電事業者等との間で共同で利用することがございます。その場合、管理について責任を有する者は弊社とします。
2. 弊社および住友商事は、J:COM でんきの運用・保守などのため、お客さまよりお預かりした個人情報、および供給（受電）地点に関する情報の一部を委託先に開示いたします。
3. 弊社は、J:COM でんきの保守、サポート、アフターサービス、新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上のため、また、当グループの商品・サービスの販売および販売促進のため、お客さまの J:COM でんきの認証情報、毎時使用電力量、電力利用頻度、電力利用時間帯、利用履歴に関する情報を収集し、生年月日、契約内容、住所に関する内容を突き合わせて利用することがございます。
4. 弊社は、ご契約にあたりお客さまからお預かりした個人情報を、弊社が定める「プライバシーポリシー」に従い適切に管理いたします。「プライバシーポリシー」は、弊社ホームページ（www.jcom.co.jp）にございます「プライバシーポリシー」にてご確認いただけます。個人情報に関するお問い合わせにつきましては、弊社へご連絡ください。
5. その他、詳細は、本約款第 67 条をご参照ください。

## 12. 手数料

| 各種手数料 | 内容 | 料金 |
|---|---|---|
| サービス変更手数料 | J:COM でんきのサービス開始日から 1 年未満で、かつ、契約電流または契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合に発生する料金（J:COM でんきのサービス開始日から 1 カ月以内の契約電流、または契約容量の変更をお申し出である場合を除く） | 3,000 円<br>（税込 3,300 円） |
| | J:COM でんきの契約種別・契約プランを変更された日から 1 年未満で、かつ、契約電流または契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合に発生する料金 | |
| 電気料金明細内訳書発行料<br>（請求書含む） | J:COM でんきの料金明細内訳書の発行をご希望の場合に発生する料金 | 150 円<br>（税込 165 円）／月 |

担当者名

以　上

内容現在　2025 年 7 月 1 日

大分ケーブルテレコム株式会社

097-542-1121（受付時間 9:00～17:00）